

これまで「自ら評価」の候補となった案件の対応状況（評価・対応済みのもの以外）

1. 「自ら評価」対象案件として食品健康影響評価の審議を行っているもの

選定年度	選定案件名	状 況
19年度	「食品及び器具・容器包装中の鉛」に関する食品健康影響評価	<p><u>平成 20 年 5 月に化学物質・汚染物質専門調査会に鉛ワーキンググループを設置し、平成 24 年 3 月までに 10 回の調査審議を行った。</u></p> <p>調査審議の結果、有害影響を及ぼさない血中鉛濃度をハイリスクグループ（胎児、小児、妊婦、授乳する女性及び妊娠可能な年齢層の女性）で 4 µg/dL、ハイリスクグループを除く成人で 10 µg/dL に設定することとされ、平成 24 年 3 月に鉛ワーキンググループから化学物質・汚染物質専門調査会幹事会に一次報告があった。その際、血中鉛濃度から摂取量への変換に関する知見が不十分であったことから、新たな知見が蓄積された場合には、耐容摂取量の設定を検討することとされた。</p> <p>その後の専門調査会等の見直しに伴い鉛ワーキンググループは廃止されたが、食品安全確保総合調査（平成 27 年度）及び事務局にて行った文献収集により一次報告以降の新たな知見が蓄積してきたところであり、当該知見も踏まえ、<u>平成 31 年 4 月に鉛ワーキンググループを新たに設置し、令和 2 年 10 月までに 3 回のワーキンググループを開催した。</u></p> <p>調査審議の中では、精緻な食品健康影響評価を行うためには不足している知見があることが確認された。例えば、鉛の評価では食品以外からのばく露（土壌、ハウスダスト等）を考慮することが重要であるが、土壌やハウスダストからの鉛ばく露は地域差が大きく、日本における鉛ばく露量の代表値設定が難しい等、鉛ばく露量の推定においては不確実性が大きいこと等について議論がなされた。また、血中鉛濃度から摂取量への換算に関しては、鉛ばく露量の推定の不確実性に加え、鉛の体内動態には複雑さがあり、また、その知見が不足していること等から、精緻な換算は現時点においても難しいとの議論がなされた。</p> <p>このような状況下ではあるが、現時点で入手可能な科学的知見に基づき、<u>令和 2 年度中にとりまとめを目標に、鉛の評価書に関する調査審議を行っている。</u></p>
27年度	「アレルギー物質を含む食品」に関する食品健康影響評価	<p><u>平成 29 年 10 月にアレルゲンを含む食品に関するワーキンググループを設置し、</u>食品安全確保総合調査（平成 28 年度、平成 29 年度）で収集・整理した科学的知見及び食品健康影響評価技術研究「アレルギー物質を含む食品についてのリスク評価方法の確立に関する研究」（平成 29 年度）の成果を活用し、アレルゲンを含む食品に関する食品の表示等について、科学的な検証を行うための調査審議を行っている。<u>令和 2 年 10 月までに 11 回のワー</u></p>

選定年度	選定案件名	状 況
		<p><u>キンググループを開催した。</u></p> <p>当初は、食品健康影響評価指針の策定を目指して調査審議を進めていたが、表示対象となっている複数のアレルゲンの中でも、科学的知見の量や質がアレルゲンによって異なること、また、アレルゲンによって評価項目の重要度が変わってくることを踏まえ、まずは個別のアレルゲンの評価を積み重ねて、評価に必要な科学的知見を整理することとされた。具体的には、患者数が多く、科学的知見の豊富な卵で、評価書案を作成することとされた。</p> <p>その後のワーキンググループにおける卵の評価書案に関する調査審議の中で、精緻な食品健康影響評価を行うためには、不足している科学的知見があることが確認された。例えば、①有病率に関する全国規模の疫学調査が少ない上に、調査により対象集団や基準が異なり、各調査の比較が困難であること、②食物アレルギー患者のアレルゲン摂取量に関する精緻なデータがないこと、③食物アレルギー患者のアレルギー症状誘発量が記載された食物経口負荷試験のデータが限定的であること等が挙げられた。</p> <p>このような状況下ではあるが、現時点で入手可能な科学的知見に基づき、<u>令和2年度中のとりまとめを目標に、卵の評価書に関する調査審議を行っている。</u></p>

2. その他（「自ら評価」対象案件ではないが、情報収集・発信等を行うこととしたもの）

（1）リスクプロファイルの作成を進めているもの

選定年度	案件名	状 況
30年度	「アニサキス」 ※審議の結果、リスクプロファイルの作成を行うこととなったもの	平成31年3月に行われた第78回微生物・ウイルス専門調査会において、リスクプロファイルの作成に向けた議論を開始した。当該会合においては、リスクプロファイルの作成のためには、現時点でアニサキスの寄生部位等に係る知見が不足しているとの指摘があったことから、 <u>現在、食品健康影響評価技術研究「アニサキス汚染実態調査およびリスク低減策の評価に関する研究」を実施</u> しているところである。リスクプロファイル作成に当たっては、当該技術研究の成果やその他の知見の蓄積状況等を事務局において整理した後、令和3年度中に微生物・ウイルス専門調査会における審議を再開する予定。（その後の審議及び取りまとめには概ね半年程度を想定。）

（2）ファクトシートの作成・更新を進めているもの

選定年度	案件名	状 況
30年度	「ヒスタミン」 ※審議の結果、積極的な情報収集及び情報提供を行うこととなったもの	<p>【食品安全委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度食品安全確保総合調査「食品中に含まれる物質等の安全性評価等科学的知見の収集に関する調査」 平成25年度「ヒスタミン」ファクトシート作成 令和元年度「ダイオキシン類及びヒスタミンの安全性評価等科学的知見の収集に関する調査」 現在、上記事業成果に基づきファクトシートを更新作業中 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ヒスタミン食中毒防止マニュアル」（(社)大日本水産会）

選定年度	案件名	状 況
	<p>「ダイオキシン」</p> <p>※審議の結果、情報提供を行うこととなったもの</p>	<p>【食品安全委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度食品安全確保総合調査 「輸入食品等の摂取等による健康影響に係る緊急時に対応するために実施する各種ハザード（微生物・ウイルスを除く。）に関する文献調査」 ・令和元年度「ダイオキシン類及びヒスタミンの安全性評価等科学的知見の収集に関する調査」 ・現在、上記事業成果に基づきファクトシートを新規作成中 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 11 年度「ダイオキシンの耐容一日摂取量（T D I）について」（環境省） ・平成 24 年度「関係省庁パンフレット ダイオキシン類」（環境省） ・平成 27 年度「食品安全に関するリスクプロファイルシート（化学物質）」（農林水産省） ・平成 28 年度「化学物質の人へのばく露量モニタリング調査結果について」（環境省） ・平成 29 年度「ダイオキシン類に関わる環境調査結果」（環境省） ・平成 29 年度「畜産物中のダイオキシン類の実態調査結果」（農林水産省） ・平成 30 年度「食品からのダイオキシン類一日摂取量調査等の調査結果について」（厚生労働省） ・平成 30 年度「農畜水産物中のダイオキシン類の実態調査」の結果について」（農林水産省）